

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

本調査は、「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52年法律第93号）（以下「水産加工資金法」という。）が、令和5年3月31日限りでその効力を失うため、水産加工業の事業活動に関する事項及び財務内容に関する事項について調査を実施し、水産加工資金法の改正等の検討などに必要とされる基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の対象

(1) 調査対象の範囲

2018年漁業センサス（流通加工調査）で把握した水産加工業を営む事業所

(2) 調査対象の選定

2018年漁業センサス（流通加工調査）で把握した水産加工業を営む事業所を母集団に、全国における設備投資の予定のある事業所の割合（前回調査（平成28年度）結果）を指標として目標精度を3.5%と設定し、加工種類による階層ごとに標本数を算出し、加工種類ごとに系統抽出法により調査対象を選定した。

5 調査対象数

調査対象数は3,043事業所、有効回答数は1,220事業所（有効回答率40.1%）である。加工種類ごとの調査対象数等は以下のとおり。

表 加工種類別事業所数及び調査対象事業所数

単位:事業所

加工種類	調査対象事業所	有効回答数	有効回答率(%)
総数	3,043	1,220	40.1
水産練製品	446	165	37.0
水産冷凍食品	228	92	40.4
乾製品	768	300	39.1
塩蔵品	137	58	42.3
くん製品	28	11	39.3
水産缶詰・瓶詰	31	13	41.9
海藻加工品	130	57	43.8
節類・削り節	186	77	41.4
漬物製品・いか塩辛	128	57	44.5
その他加工食品	582	224	38.5
冷凍水産物	342	150	43.9
飼肥料・魚油	37	16	43.2

注：有効回答数とは、無回答等を除く集計に用いた調査対象者の数である。

6 調査事項

調査事項は次に掲げるとおりとした。

- (1) 経営組織
- (2) 収支・業況
- (3) 業種別の売上高割合
- (4) 製造する水産加工品目
- (5) 従業者・実習生
- (6) 海外展開
- (7) 借入金
- (8) 原料魚等の使用状況
- (9) 製品の販売
- (10) 今後5年以内の設備投資計画
- (11) 主要魚種の不漁による影響
- (12) フロン規制への対応状況
- (13) 他業種との連携
- (14) 直面する課題
- (15) 今後5年間の経営
- (16) 売上高及び営業利益等

- (17) 資産及び負債
- (18) 国の行う施策

7 調査期間（調査期日）

調査実施期間：令和4年5月中旬～6月中旬

調査対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日（6(5)から(7)については、令和4年4月1日時点）。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な令和3年度の期間を含む1年間とした。

8 調査方法

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

9 集計方法

2018年漁業センサス結果による事業所数及び今回の調査結果を用いて、調査項目ごとに次の推定式により算出した。ただし、統計表の5「加工業種別品目別売上高比率別事業所数」、18「水産加工種別経営の概要」、19「専兼業別経営の概要」及び20「経営分析指標」については、集計対象数が少ないことから有効回答の得られた事業所についての単純積み上げとした。

<推定式>

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

X : 調査項目 X の合計の推定値
 L : 加工種類による階層の数 (12)
 N_i : 加工種類による第 i 階層の大きさ (センサス結果)
 n_i : 第 i 階層の標本数
 x_{ij} : 第 i 階層の j 番目の標本事業所に係る調査項目 X の値 (今回調査結果)

10 実績精度

設備投資予定のある事業所の割合を指標とした実績精度（標本から推定した標準誤差率＝標準誤差の推定値÷推定値×100）は4.8%である。

11 用語の解説

(1) 水産加工場

販売を目的として調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従業者を使用し加工製造を行った事業所。

(2) 常用雇用者	その事業所に常時雇用されている者をいう。期間を定めずに又は、1か月以上の期間を定めて雇用されている者（正職員の他、1か月を超える期間を定めて雇用されるパート・アルバイト等を含む。）。
(3) 売上高	実現主義の原則に従い、商品等の販売または役務の給付によって実現した売上高、営業収益等。
うち、水産加工業の売上高	実現主義の原則に従い、商品等の販売または役務の給付によって実現した売上高、営業収益等のうち、水産加工業によるもの。
(4) 売上原価	売上高に対応する商品仕入原価、材料費、労務費、外注費、減価償却費（売上原価に含まれるもの）及びその他の原価の合計。
(5) 売上総利益	「売上高」から「売上原価」を差し引いたもの。
(6) 営業利益	「売上総利益」から「販売費及び一般管理費の合計」を差し引いたもの。
(7) 経常利益または経常損失	「営業利益」に「営業外収益」を加え、「営業外費用」を差し引いたもの。
(8) 税引前当期純利益または税引前当期純損失	「経常利益（損失）」に「特別利益」を加え、「特別損失」を差し引いたもの。
(9) 税引後当期純利益または税引後当期純損失	「税引前当期純利益（損失）」から「法人税」、「住民税」及び「事業税（所得割）」を控除したもの。
(10) 流動資産	現金・預金（現金、当座預金、普通預金、郵便貯金等）、受取手形・売掛金、有価証券、棚卸資産（商品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品等）、前渡金、立替金、前払費用、前払利息・割引料、繰延税金資産、未収収益、未収利息、短期貸付金、未収金等。
(11) 固定資産	建物、構築物、建物附属設備、機械装置、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品、リース資産、土地、建設仮勘定、減価償却

累計額、のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、投資有価証券、長期貸付金、投資不動産等。

(12) 資産の部合計

流動資産、固定資産及び繰延資産の合計。

(13) 流動負債

- ・ 短期借入金
 - 金融機関 : 銀行等の金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
 - 金融機関以外 : 個人、取引先等の金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
- ・ その他の流動負債
 - 支払手形、買掛金、未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益等の流動負債、製品保証等引当金、賞与引当金等の引当金。

(14) 固定負債

- ・ 長期借入金
 - 金融機関 : 銀行等の金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
 - 金融機関以外 : 個人、取引先等の金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
- ・ その他の固定負債
 - 社債、リース債務、退職給付引当金、特別修繕引当金等の通常1年を超えて使用される見込みの引当金。

(15) 負債の部合計

流動負債及び固定負債の合計。

(16) 純資産の部合計

- ・ 資本剰余金
 - (資本準備金(株式払込金剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益)、その他の資本剰余金(自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益))
- ・ 益剰余金
 - (利益準備金、その他の利益剰余金(任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金等の準備金等))
- ・ 自己株式、その他の有価証券評価差額金、土地再評価差額金、

(17) 負債及び純
資産の部合計

新株予約権等及び資本金、出資金すべての純資産の合計。

「負債の部合計」と「純資産の部合計」の合計。

12 利用上の注意

- (1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。また、調査により得られた結果を集計していることから、複数回答による統計表は合計値が内訳の計を上回っている場合がある。
- (2) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。
「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4 t → 0 t）
「-」：事実のないもの
- (3) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和4年度水産加工業経営実態調査結果」（農林水産省）による旨を記載してください。

13 ホームページ掲載案内

本調査の結果は、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「水産業」の「水産加工業経営実態調査」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/suisan_kakogyo/index.html#r 】

14 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電話：（代表） 03-3502-8111 内線 3716

（直通） 03-6744-2048

F A X : 03-3502-3634

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】